

働き方改革×休み方改革

厚生労働省は、民間企業の働き方改革を推進するとともに、厚生労働省で働く職員のための改革にも取り組んでいます。職員の心身の健康を大切にしながら、一人ひとりの業務が生み出す価値を最大化し、国民生活を支える行政機関としての責務を果たすため、これからも改革を続けていきます。

働き方改革の目標

在庁時間の縮減

原則20時までに退庁
17時15分以降の会議の禁止 など

テレワークの活用促進

ソフトウェアトークン、
ビジネスチャットツールを導入済み

フレックスタイム制、 早出・遅出勤務の活用促進

国会对応等の場合に、早出・遅出勤務を活用し、
原則として11時間の勤務間インターバルを確保

休み方改革の目標

マンスリー休暇

毎月1日以上/年次休暇（マンスリー休暇）を取得

長期の夏季休暇取得

夏季休暇（3日）と年次休暇により
連続1週間以上の休暇を取得

その他の休暇

GW・年末年始に、マンスリー休暇とは別に、
1日以上/年次休暇を取得
勤続期間が満5年に達した以降5年ごとに、
連続1週間以上の休暇（節目休暇）を取得



田中 奈緒子 たなか なおこ 平成22年入省

大臣官房 人事課 課長補佐（政策調整委員）
障害保健福祉部、内閣官房への出向、職業安定局、政務官秘書官等を経て、第1子を出産。約6ヶ月の育児休業を取得。コロナ本部物資班、年金局を経て第2子を出産。約1年4ヶ月の育児休業を取得後、現職。

利用した制度

妊婦健診休暇、産前産後休暇、育児休業（第1子出産後に約6ヶ月、第2子出産後に約1年4ヶ月）、保育時間（1時間・第1子が1歳になるまで）、育児時間（9:30～17:15勤務・第1子出産～現在まで）、子の看護休暇、テレワーク 等



厚生労働省
5号館保育室

省内の保育室を
利用している
職員もいます！

「おかげさまで」の日々

現職の「政策調整委員」は課長補佐の最終盤のポスト。国会对応や各局との調整を担う、部局の実質的な司令塔です。正直、今の自分一人では担えません。自分が不在の場合に二重・三重にフォローしてくれる体制のおかげで、キャリアパスとして必要な経験をさせてもらえ、日々感謝しています。

課長補佐時代は概ね30代前半～40代前半。働き盛りの一方で、育児や家族の介護が必要となり始める時期と重なります。様々な制度を活用し、部局や家庭内でやりくりをして業務を担っている職員が多くいて、全省的に仕事と家庭の両立を前提とした働き方が一般的になってきています。

自分自身、自分の子どもを通して「持続可能な社会保障」は「地続きの未来をつなぐ」ことだと実感し、厚生労働省の仕事に改めてやりがいを感じています。

申し訳なさはいつも心の片隅にあります、自分もライフステージが進めばサポートする側に回れると思い、今は「おかげさまで」の毎日です。

仕事と家庭の両立支援制度

性別や家庭の事情に関わらず、職員の誰もがやりがいを感じながら、個人のライフステージに応じて柔軟に働き続けられる職場環境が求められています。厚生労働省では、多様な両立支援制度とそれらを利用しやすい環境の整備により、仕事と家庭生活の調和を推進しています。

主な両立支援制度

不妊治療をする場合 出生サポート休暇

不妊治療の通院等のために、5日以内（体外受精や顕微授精を受ける場合は10日以内）で取得

出産する場合 産前・産後休暇

産前6週間、産後8週間の期間に取得

妻が出産予定 又は出産した場合 配偶者出産休暇

妻の出産や入退院時の付き添い等のために2日以内で取得

妻が6週間以内に出産予定 又は出産後1年以内の場合 育児参加のための休暇

生まれた子や上の子を養育するために5日以内で取得

1歳未満の子どもを養育する場合 保育時間

1日2回それぞれ30分以内の時間で保育のための時間を取得

3歳未満の子どもを養育する場合 育児休業

配偶者の就労状況に関わらず取得可能

小学校就学前の子どもを養育する場合 育児短時間勤務 育児時間

勤務形態を選択し、勤務時間の始め又は終わりに、1日につき短時間で勤務する 2時間以内で育児のための時間を取得

小学校3年生までの子どもの 看護等を行う場合 子の看護等休暇

年5日まで取得可能（対象となる子が2人以上の場合は年10日）

小学校就学前の子どもを養育、 又は父母などを介護する場合 早出・遅出勤務

始業・終業時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務

配偶者、父母、子、配偶者の 父母などを介護する場合 介護休暇

6か月の範囲内で取得



八木 良親 やぎ よしちか 平成29年入省

労働基準局 労働関係法課 課長補佐
子ども家庭局、健康局、雇用環境・均等局、大臣官房会計課等を経て、現職。令和5年に第1子が誕生し、約3ヶ月の育児休業を取得。

利用した制度

配偶者出産休暇、育児休業（第1子誕生後に約3ヶ月）、
育児参加のための休暇、子の看護休暇、テレワーク

育児休業を取得して

男性が育児休業を取得するのはまだまだ難しいのでは？と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、厚生労働省ではそんなことはありません。令和5年度の男性職員の取得率は97.2%となっており、希望する職員が取得できる状況になっています。私自身も、ある程度まとまった期間で取得したいと考えていましたが、当時所属していた課の上司・同僚の皆様からは快く後押しいただきました。

育児休業期間中、第1子ということで夫婦ともども右も左もわからず、思考錯誤の日々でしたし、想定していなかった事態もありました。それでも親族の力も借りながら、また妻と様々なことを共有しながら、一緒に育児に専念できたことは非常に有意義な期間だったと思います。子どもへの公的支援についても当事者になって初めて気づくこともあり、国家公務員としても実りある期間でした。育児休業後も、課の皆様の配慮をいただきながら、子の看護休暇やテレワークなどを利用しながら柔軟に業務に取り組むことができています。

